

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について

国土交通省直轄工事においては、次のとおり社会保険等未加入対策を強化することとしましたので、お知らせします。

- ・ 本年4月1日以降に入札契約手続を行う全ての工事において、二次以下の下請業者を社会保険等加入業者に限定することとします。
社会保険等未加入業者である二次以下の下請業者が、直ちに工事の施工から排除されることのないよう、一定の期間（猶予期間）を設けた上で、元請業者において当該社会保険等未加入業者に対する加入指導を行うことを求めます。
- ・ 加えて、猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、元請業者に対し、制裁金等の措置を講じることについては、本年10月1日以降に入札契約手続を行う全ての工事において適用することとします。

（なお、現在実施している元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する対策についても、引き続き実施してまいります。）

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげることに加え、発注者としても公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成26年8月1日から順次実施してきたところです。

これまでの対策を通して、直轄工事に従事する建設業者の社会保険等の加入は着実に進んでいますが、平成29年度における建設業者の加入率100%という目標に向け、上記のとおり対策を強化するものです。詳細については、別紙をご覧ください。

（※）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

上記3保険の加入義務がないため、これまでも適用対象外であった、いわゆる「一人親方」等については、引き続き適用対象外となります。

<問い合わせ先>（代表03-5253-8111）

【国土交通省直轄工事関係】

大臣官房地方課 公共工事契約指導室

課長補佐 溝口（内線21-954）直通：03-5253-8919 FAX：03-5253-1533

大臣官房技術調査課

工事監視官 山下（内線22-306）直通：03-5253-8221 FAX：03-5253-1536

【建設業者に対する監督関係】

土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長補佐 赤羽（内線24-715）直通：03-5253-8362 FAX：03-5253-1553

【社会保険等未加入対策関係】

土地・建設産業局建設市場整備課 労働資材対策室

課長補佐 荒井（内線24-853）直通：03-5253-8283 FAX：03-5253-1555